

## 説明書

委託業務名	ふれあい人権フェスタ2026企画運営業務委託
履行期間	契約締結の日～令和9年1月15日（金）
履行場所	唐津市相知交流文化センター
契約上限額	3,100千円（消費税及び地方消費税を含む）
説明会	令和8年6月9日（火）15時から
仕様書等に対する質問書提出期限	令和8年6月19日（金）17時まで
参加資格確認申請書提出期限	令和8年6月19日（金）17時まで
提案書提出期限	令和8年7月21日（火）12時まで
プレゼンテーション	令和8年7月27日（月）
最優秀提案者の決定	令和8年7月31日（金）

### 1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| ア 参加資格確認申請書 | 1部             |
| イ 共同事業体協定書  | 1部 ※共同事業体の場合のみ |
| ウ 誓約書       | 1部             |
| エ 会社概要      | 1部 ※パンフレットで可   |
| オ 実績書       | 1部             |

注) 実績書には業務実績の記載内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付する。

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

### 2 仕様書等に対する質問について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、「仕様書に対する質問書」に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

(2) 質問に対する回答については、令和8年6月30日（火）までに、原則佐賀県ホームページに掲載する。

### 3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 提案書（送付文）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 実施スケジュール表
- エ 業務体制表
- オ 見積書（任意様式）

※見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内容を記載すること。

- (2) 提出部数は8部（原本1部、コピー7部）とする。
- (3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
- (4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- (5) 提出は持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

### 4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (2) 参加者側の出席者は2人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

### 5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、評価基準の「実施体制等の評価」に対する評価点が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たものうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

## 6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

## 7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本件プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本件プロポーザルの質問は、10の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

## 8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

## 9 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 委託業務仕様書
- (3) 参加資格確認申請書一式
- (4) 提案書の様式
- (5) 仕様書等に対する質問書の様式

## 10 問い合わせ

担当課	佐賀県県民環境部人権・同和対策課
郵便番号 840-8570	佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話	0952-25-7063
電子メールアドレス	<a href="mailto:jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp">jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp</a>